資料６

多摩市立図書館
令和７年１０月改訂

小道具の貸出を希望される方へ

多摩市内での「多摩市民に対する非営利の催し」のための小道具です。

予約が可能な利用者ＩＤ（団体／個人どちらも可。６または９、７で始まる番号）をお持ちの方に、上記の目的に限ってご利用いただけます。

小道具は、図書館の児童サービスのために作られたものであり、図書館以外での利用は、副次的なものとして取り扱います。

１　小道具の種類

市販のパネルシアターやエプロンシアター、また上演に必要なシアターボードや上演台、紙芝居舞台など。詳しくは、児童サービス小道具リストをご覧ください。

２　予約・貸出・返却について

⑴ 予約受付

貸出開始日の４週間前からご予約いただけます。

延滞（貸出停止）やカードの有効期限が切れている場合、予約はできません。ご注意ください。

⑵ 貸出

貸出期間中に、ご予約された館にお越しください。貸出期間は最大２週間です。

⑶ 延長

延長はできません。

⑷ 返却

全ての小道具が揃っているかご確認の上、**貸出期間中に必ず図書館カウンターにご返却下さい。（ブックポストは使えません）**

⑸ 弁償

紛失、または著しい汚破損、並びに故意に汚破損された場合は弁償いただきます。

⑹その他

小道具の状態によっては申込通りに貸出が行えないことがあります。予めご了承下さい。

小道具は大切にお取り扱いください。

問い合わせ先
多摩市立中央図書館
０４２－３７３－７９５５